

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十一号

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則の一部を改正する規則

市町村長等の事務の申請、報告等に関する規則（昭和三十一年四月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項2中「提出すべき書類」を「提出書類」に改め、同項6中「及び第二百五十二条の六」を「、第二百五十二条の六並びに第二百五十二条の六の二第二項及び第

五項」に、

第九号
様式

を

に改め、同項7中「

第九号	自治法第
様式	二百五十
	二条の六
	の二第五
	項の規定
	による届
	出の場合
	には、提
	出書類中
	(4)の書類
	は不要と
	する。

第二百五十二条の七」の下に「並びに第二百五十二条の七の二第三項及び第六項」を加

第十号
自治法第
様式
二百五十

第十号
様式

を

第十号
自治法第
二条の七
の二第六
項の規定
による届
出の場合

に改め、同項9中「第二

—
—
—
「

には、提
出書類中
(4)の書類
は不要と
する。

八十六条第一項」及び「第二百八十六条第二項」の下に「第二百八十六条の二第二項

「
(1)

(2)

(3)

」を加え、同項10中「自治法」の下に「第二百八十六条の二第四項、」を加え、

届出書又は 第十三
許可申請書 号様式
組合の解散
を必要とし
た理由
関係市町村
の議会の議
決書（財産

を

「
(1)届出書又は 第十三
許可申請書 号様式
(2)組合の解散
を必要とし
た理由
(3)関係市町村
の議会の議
決書の写し
(4)組合の解散
により財産
処分を必要

自治法第
二百八十
六条の二
第四項の
規定によ
る届出の
場合には、
提出書類
中(3)の書
類は不要
とする。

に改め

処分に係る
ものを含む。
)の写し

とするとき
は、これに
関する関係
市町村の議
会の議決書
の写し

る。

第九号様式中「第252条の6」を「第252条の6、第252条の6の2第2項、
第252条の6の2第5項」に改める。

第十号様式中「第252条の7」を「第252条の7（第252条の7の2第3項、
第252条の7の2第6項）」に改める。

第十二号様式中「第286条第2項」を「第286条第2項、第286条の2第2項
」に改める。

第十三号様式中「第288条（）」を「第286条の2第4項（第288条、）」に改
める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。